

(様式2)
処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		担当課	水産課	検索番号	1-2
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ () 内は上位法令	根拠条項	48-1 (131-1)		
不利益処分	停泊命令				
(根拠規定) ○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (停泊命令等) 第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき (法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。) は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。 2 知事は、前項の規定による処分 (法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。) をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 ○漁業法 (昭和24年法律第267号) (停泊命令等) 第131条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき (第27条及び第34条に規定する場合を除く。) は、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分 (第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。) をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。					
(処分基準) 漁業法令違反による許可等の取消し等と同じ。					
(その他)					